## 【協議の場の公表】

宮 農 地 計 第 6 号 令 和 7 年 1 月 30 日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

宮津市長 城﨑 雅文

市町村名(市町村コード)		宮津市 (26205)
地域名 (地域内農業集落名)	府中地域 (江尻、天橋、難波野、大垣、中野、小松、溝尻、国分)	
協議の結果を取りまとめた年月日		令和6年11月29日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。 注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

## 1 地域における農業の将来の在り方

## (1) 地域農業の現状及び課題

府中地域は担い手が少ない東部地域と、水稲や露地野菜、醸造ブドウ、オリーブ栽培など営農が盛んな西部地域に分かれる。いずれも、高齢化、担い手減少が進み、後継者などが確定している経営体は僅か。現状では第二種兼業農家や他産業からの定年帰農者により農業を維持している状況にあり、さらに集落内農家が高齢化・減少していく中では非農家を加えた農道・水路等農業基盤の施設管理、鳥獣被害対策について、集落組織化や、地域全体で考えていく必要がある。

### (2) 地域における農業の将来の在り方

醸造用ブドウ、オリーブ等の特産物としての果樹・野菜栽培の推進及び販路拡大を行いながら、営農組合の設立に向け、農事組合(農家組合)を中心に、機械の共同利用など、組織・仕組みを検討。また、観光地に近い立地を活かした観光農園(体験農園)の試行、生産品を使った加工品、農産物の直売の取組み等を進める。

#### 2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

#### (1) 地域の概要

区域内の農用地等面積		36.9 ha
	うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	35.0 ha
	(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	2.3 ha

## (2)農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

現在耕作中の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とする。今後、耕作されていない農地は非農地判断を進め、守るべき農地を明確化していく。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

# 3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項 (1)農用地の集積、集約化の方針 農地中間管理機構を活用して、認定農業者や新規就農者、営農法人を中心に団地面積の拡大を進めるととも に、担い手への農地集積を進める。 (2)農地中間管理機構の活用方針 地元地権者より順次農地中間管理機構への貸し付けを進め、担い手の経営意向を把握調製し、段階的に集約 化を進める。 (3)基盤整備事業への取組方針 農振農用地を拡大するため見直しを進める。 (4)多様な経営体の確保・育成の取組方針 市とも連携し、地域内の新規就農者の促進をはかる。また、地域内での、機械の共同利用化や、集落での栽培 から加工販売を行う組織作りなどを検討する。 (5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針 以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください) ①その他 ⑥燃料•資源作物等 **✓** ⑦保全•管理等 ⑧農業用施設 ⑨耕畜連携等 【選択した上記の取組方針】 ① 獣害が拡大しないよう防止柵の設置、維持管理をする。 ⑤ 観光業とも連携し、ブドウ、オリーブなど栽培、加工、販売まで販路拡大をはかる。 (7) 林地近隣、湿田など耕作が難しい農地から耕作しやすい農地への集約を進める。 ⑧ 農道、水路など、非農家も参加した維持管理ができるように検討する。 ⑩ 地域内外から就農者を受け入れる体制づくりを進める